大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆さま、労働保険に入っておられますか？

労働者を1人でも雇っていれば、労働保険に加入する義務があります。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者を１人でも雇用されている事業主の方は、労働保険に必ず加入しなければなりません。

労災保険とは

従業員の方が業務中や通勤途上に事故にあわれたとき、療養給付をはじめ必要な保険給付と援助を行います。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉増進を図るための事業を行っています

雇用保険とは

従業員の方には、失業した場合に求職者給付等を行い、生活の安定と再就職に必要な援助をします。また、一定の要件を満たせば雇用の継続を援助するための高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付や、働く人の能力開発を支援するための教育訓練給付などの制度をご利用いただけます。

事業主の皆さまには、ハローワーク（公共職業安定所）又は無料・有料職業紹介事業者を通じて、高年齢者、障害者等の就職が特に困難な方を雇い入れた場合にその賃金の一部を助成するなど各種助成金制度により事業活動を援助します。

労働者を雇用されているのに、まだ加入されていない場合は、すぐに加入手続きをしてください。

お問合せ

労災保険制度については、労働基準監督署へ

雇用保険制度については、ハローワーク（公共職業安定所）へ

大阪労働局のホームページ（下記のアドレス）では、労働保険制度に関する詳しい説明（バナー「労働保険」）や労働基準監督署、ハローワークの情報を掲載しております。

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課（06−4790−6340・6350）

雇用保険課（06−4790−6320）

大阪労働局ホームページ http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp